

育成就労計画審査基準
林業分野（林業業務区分）／ 主たる技能：育林・素材生産

技能の定義	刈払機やチェーンソー等を使用し、山林種苗の植付、地拵え及び健全な育成のための下刈り等の手入れや、伐木・造材等を行う技能をいう。	
必須業務	1 年目	2 年目、3 年目
	(1) 育林 ①地拵え 1. 指示された方法により実施 ②植付 1. 指示された方法により苗木を植付 ③下刈り 1. 植林木を傷つけることなく刈払い ④除伐 1. 侵入樹種を中心に除伐 ⑤枝打ち 1. のこぎりを用いて実施 ⑥間伐（切り捨て） 1. 間伐の準備（指示を受けながらかかり木になる木やつるなどを除去） (2) 素材生産 ①伐倒（チェーンソー） 1. 伐倒の準備（指示を受けながらかかり木になる木やつるなどを除去） ②造材 1. ガイドバーよりも細い材の玉切り ③木寄せ 1. つるやとびを使って木寄せ	(1) 育林 ①地拵え 1. 指示された方法により実施 ②植付 1. 指示された方法により苗木を植付 2. 苗木を良好な状態で保管 3. 捕植、改植 ③下刈り 1. 植林木を傷つけることなく刈払い ④除伐 1. 侵入樹種を中心に除伐 2. 除伐木の整理 ⑤枝打ち 1. のこぎりを用いて実施 ⑥間伐（切り捨て） 1. 対象木の欠陥や危険を見極めて安全に間伐 2. 斜面に対して横方向又は斜め下方向に伐倒 3. 指示された方向によりかかり木処理 (2) 素材生産 ①伐倒（チェーンソー） 1. 対象木の欠陥や危険を見極めて安全に伐倒 2. 斜面に対して横方向又は斜め下方向に伐倒 3. 指示された方向によりかかり木処理 ②造材 1. ガイドバーよりも細い材の玉切り 2. 上下から合わせ切り ③木寄せ 1. つるやとびを使って木寄せ 2. 集材しやすいように丸太の向き、量、材種を整える
安全衛生業務	(3) 安全衛生業務 ①雇入れ時の安全衛生教育 ②作業開始前の保護具の着用と服装の点検 ③作業に必要な機械及び周囲の安全確認 ④異常時の応急措置の習得 注 1：チェーンソーを使用する業務に就く前に、労働安全衛生規則第36条第 8 号に基づく安全衛生特別教育が計画されていること。 注 2：刈払い機を使用する業務に就く前に、「刈払機取扱い作業者に対する安全衛生教育について」（平成 12 年 2 月 16 日付け基発第 66 号）に基づく、安全衛生教育が計画されていること。 注 3：チェックリスト（林業分野参考様式第 1 号）による習熟度の確認が計画されていること。	

育成就労計画審査基準
林業分野（林業業務区分）／ 主たる技能：育林・素材生産

その他従事する業務の例	(1) その他従事する業務 ①播種、さし付け、堀取り、仮植などの育苗作業 ②獣害防止柵等獣害防止対策資材の設置作業 ③森林作業道作設に係る支障木の除去等補助作業 ④丸太の検知（径級の計測、チョークによる記載） ⑤作業前の蜂の誘因・捕殺、熊よけの爆竹等 ⑥苗木の倒伏防止や雪起こし作業 ⑦ペンキ巻き、境界の刈払いなど作業地の明認作業 ⑧必要な資機材の積み込み、荷下ろし、運搬 ⑨必要な資機材の保守・点検 (2) 安全衛生業務（その他従事する業務を行う場合は必ず実施する業務） ①雇入れ時の安全衛生教育 ②作業開始前の保護具の着用と服装の点検 ③作業に必要な機械及び周囲の安全確認 ④異常時の応急措置の習得 注1：チェーンソーを使用する業務に就く前に、労働安全衛生規則第36条第8号に基づく安全衛生特別教育が計画されていること。 注2：刈払い機を使用する業務に就く前に、「刈払い機取扱い作業者に対する安全衛生教育について」（平成12年2月16日付け基発第66号）に基づく、安全衛生教育が計画されていること。 注3：チェックリスト（林業分野参考様式第1号）による習熟度の確認が計画されていること。
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	①を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。 ①立木（スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、その他針葉樹、広葉樹） ②竹、笹 ③林業用種苗 苗、コンテナ、セルトレイ、培地、肥料、ビニールシート、寒冷紗
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	①チェーンソー ②刈払い機 ③機械用工具 レンチ、ドライバー ④手工具 のこぎり、おの（よき）、くさび、ハンマー、かま（下刈り）、なた ⑤木寄せ用 とび（鳶口）、つる（鶴口）、林業用ロープ、スリング、ワイヤーロープ、シャックル、クリップ、ブロック類、ターンバックル ⑥かかり木処理用 フェリングレバー、木回し、木回しベルト、林業用ロープ、サイドブロック、チルホール、ハンドウィンチ
製品等の例（該当するものを選択すること。）	素材（丸太、端尺）